

石綿障害予防規則等の法 改正のポイントについて

令和8年9月



大阪労働局労働基準部健康課

石 綿（労働安全衛生法上の規定）

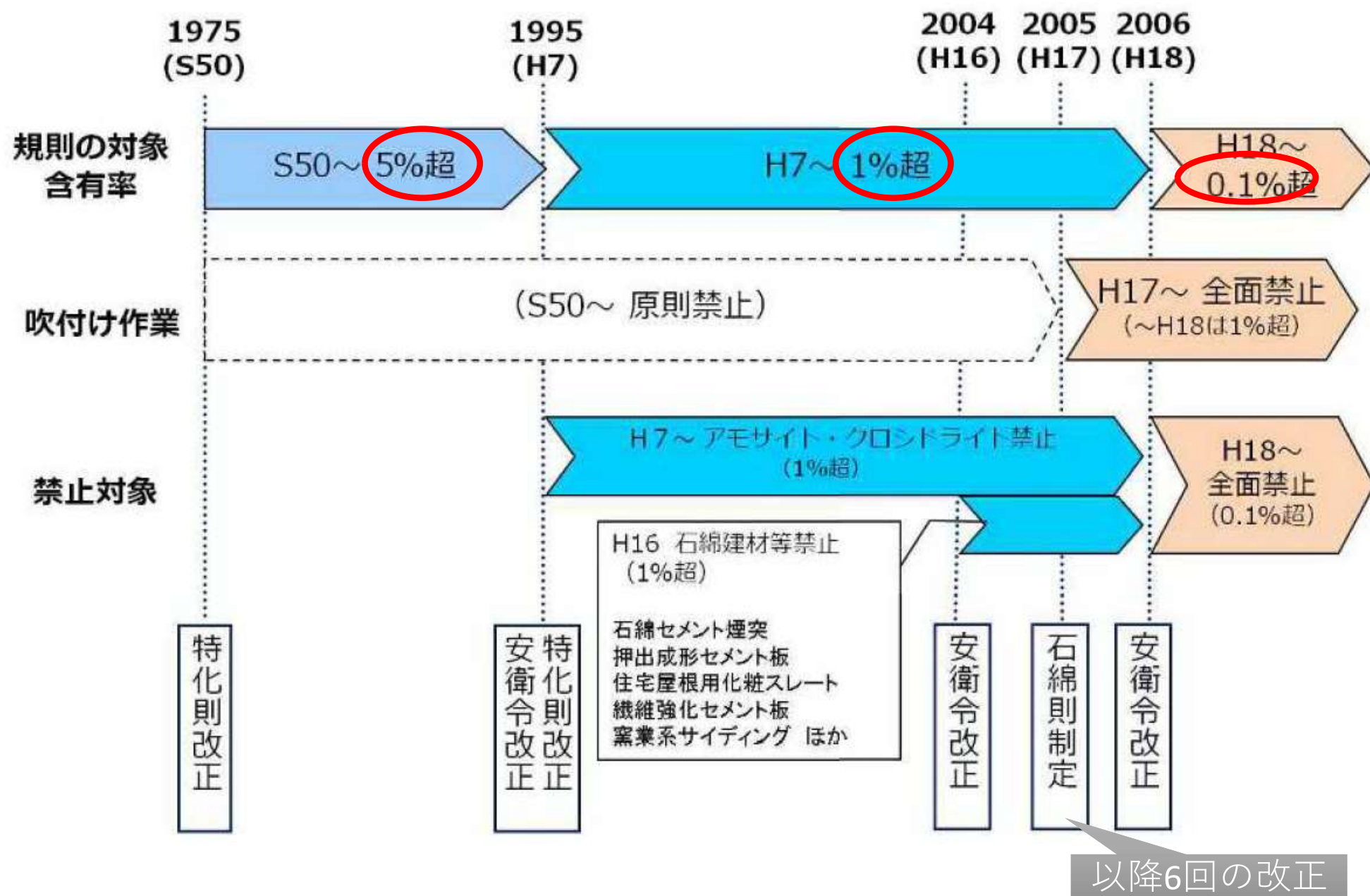
労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号

石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業

アスベスト（石綿）の種類

	分類	石綿名	備考
石綿	蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
		クロシドライト（青石綿）	吹付け石綿として使用されていた。他に青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種断熱保温材に使われてきた。
	角閃石族	アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト石綿	他の石綿やタルク（滑石）、蛭石などの不純物として含まれる。アンソフィライト石綿は熊本県旧松橋町に鉱山があった。トレモライト石綿は吹付け石綿として一部に使用されていた。
		トレモライト石綿	
		アクチノライト石綿	

- 石綿（アスベスト）は、天然の繊維状鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることも知られています。
- 現在では、石綿（アスベスト）を含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されていますが、過去には建材などに使用されてきたことから、建築物やその他の工作物等に石綿（アスベスト）を含む建材が使用されている場合があります。



参考図 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

※ 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.20」から引用

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	
	7月	10月	4月		4月	4月	10月
事前調査方法の明確化	改正石綿則・安衛則の公布	周知	令和3年4月施行				
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行				
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行				
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行				
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知、電子報告システムの開発		令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行				
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行				
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行				
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行				
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行				
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行				
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行					

工事開始前の石綿の有無の調査 (事前調査方法の明確化)

解体・改修工事開始前の調査 【第3条】

- 工事対象となる**全ての**部材について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

※ 石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

規制内容の詳細・解説等

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリ（有害物質一覧表）の確認
- ・**着工日**が**平成18年9月1日以降**であることの確認

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・**工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業**

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業をいう。

⇒電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

ご注意！

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

事前調査および分析調査を行う者の要件

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物・船舶については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。
分析調査についても同様。

◆建築物（及び工作物の一部）の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※ 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 船舶石綿含有資材調査者

工作物の事前調査要件の義務化

■工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該工作物に係る石綿の使用の有無について、有資格者（工作物石綿事前調査者）に調査させなければならない

■令和8年1月1日以降着工の工事から義務付け

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当。なお、建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物。

対象工作物及び事前調査の資格

◆工作物石綿事前調査者資格が必要

- ・ 反応槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 配管設備（建築設備を除く） ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 送電設備（ケーブルを含む）

◆工作物石綿事前調査者、一般/特定建築物石綿含有建材調査者、令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 のいずれかの資格が必要

- ・ 煙突（建築設備を除く） ・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上屋
- ・ 遮音壁 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）
- ・ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去の作業

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには？

- 都道府県労働局長の登録を受けた「工作物石綿事前調査者講習機関」が実施する講習を受講し、修了する必要がある。

講習の種類	工作物石綿事前調査者講習
講習の方法及び受講科目	講義（11時間）及び筆記試験 ----- ①基礎知識 1（労働安全衛生法等）【1 時間】 ④現場調査の実際と留意点【4 時間】 ②基礎知識 2（大気汚染防止法等）【1 時間】 ⑤報告書の作成【1 時間】 ③工作物図面調査【4 時間】
受講資格	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 ----- 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置付け	工作物石綿事前調査者
講習において対象とする石綿含有建材	特定工作物の全ての材料（レベル 1， 2， 3 建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料
受講免除	①石綿作業主任者技能講習修了者は、基礎知識 1 に係る講義の受講を免除できる ②建築物石綿含有建材調査者（一戸建てを除く）等は、基礎知識 1， 2 及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※）

事前調査及び分析調査結果の記録の保存 及び掲示

- 調査結果の**記録**は、**3年間保存**する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の**記録項目**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

事前調査結果等の報告制度

■ あらかじめ、**電子届**により、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要

＜届出が必要な工事＞

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（※1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（※3）の解体・改修工事（※2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

<届出事項>

- ・ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・ 工事の実施期間
- ・ 上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・ 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・ 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合）、石綿作業主任者氏名（石綿等が使用されている場合）

<留意事項>

- ・ 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・ 同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.shiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID（gBizプライムまたはgBizエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

石綿総合情報ポータルサイトについて

- 建築物等解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載。
- 令和6年12月から新着情報のメール配信を開始。



事業者向け・作業員向け・一般の方向け、講習会情報等のページを作成

ポータルサイトの掲載情報は、「サイト内検索」機能で検索可能！



メールアドレスを登録していただくと、新着情報をメール配信します【新機能】。

工作物石綿事前調査者講習機関はどこで確認できる？

①「石綿総合情報ポータルサイト」にアクセス
(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)



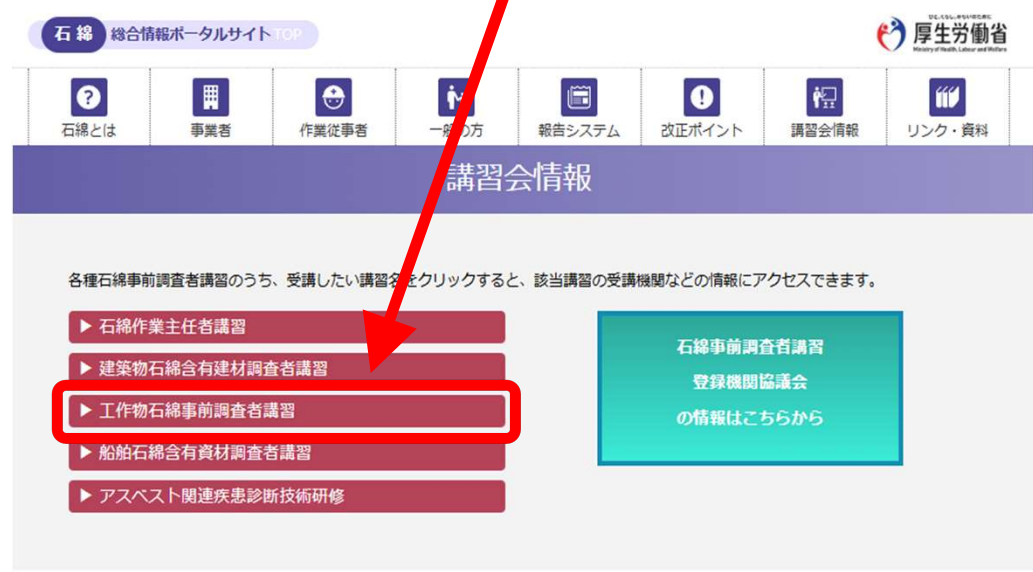
②「講習会情報」をクリック



建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。
石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

受講資格もこちら
で確認できます

③「工作物石綿事前調査者講習」をクリック



④全国の登録されている機関一覧が見れる



アスベスト除去事故相次ぐ 密閉空間、迫る解体ピーク

7/23(水) 3:32 配信

29



3月、東京都千代田区のビル解体現場近くに集まる消防隊員ら。作業員16人がCO中毒となり病院に搬送された

建物解体に伴うアスベスト（石綿）除去作業中に、粉じん飛散防止のため密閉された空間での事故が相次いでいる。発電機使用で一酸化炭素（CO）中毒になるケースもあり、専門家は「対策が十分ではない現場もある」と指摘。飛散性が高い石綿建材を含む建物の解体は2028年度ごろにピークを迎えるといい、さらなる事故増加が懸念されている。

25年3月、東京都千代田区のビル解体現場で、作業員16人がCO中毒となり病院に搬送された。5月には堺市の工事現場で3人が倒れ、うち1人は一時、意識不明となった。いずれも石綿除去中で、密閉空間で発電機を使用していたとみられる。

4月に起きた大阪市のビル解体現場の事故では、女性作業員が死亡。石綿をはがすために密閉空間で有機溶剤を使用していたとみられ、府警が業務上過失致死容疑も視野に捜査を進める。

日本石綿対策技術協会によると、粉じんを吸い込むとじん肺や肺がんになる恐れがあり、除去には飛散防止措置が義務化されている。人体への危険性に加え、飛散防止のために閉ざされた空間での作業が求められ、難易度の高い工事とされる。

ご清聴ありがとうございました。